ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会の審議結果について

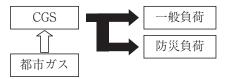
平成25年4月~12月までに、内発協に設置されたガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会(以下「ガス評価委員会」という。)で評価を受けた申請案件の審議結果について報告します。この評価は、都市ガスを燃料とするコージェネレーションシステム(CGS)を防災負荷の非常電源として活用する場合に必要となるものです。平成25年4月~12月までに評価を受けた申請案件は表のとおりです。

受付番号	本支管/ 供内管の別	都市ガス供給事業者
G3502	供内管	大阪ガス株式会社
G3504	本支管	東京ガス株式会社
G3505	本支管	東京ガス株式会社
G3506	供内管	大阪ガス株式会社
G3507	本支管	東京ガス株式会社
G3508	本支管	京葉ガス株式会社

評価取得の有無による設置運用上の違い

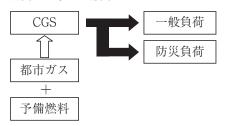
ビル等の防火対象物には、常用電源が停電した場合にスプリンクラー設備のほか、屋内消火栓設備などの消防用設備等(防災負荷)に電力を供給する非常電源の設置が必要となります。都市ガスを燃料とするCGSを設置する場合には、ガス供給ラインの評価の有無や予備燃料の有無により以下の設置が考えられます。

①CGSから一般負荷+防災負荷への電力供給(予備 燃料なし)の場合

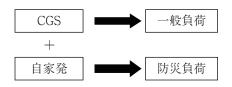


この場合、都市ガス供給ラインは**自家発電設備の基準 (告示 1号)** で規定されている要件を満足する必要があります。ガス評価委員会の評価を受けた都市ガス供給ラインは告示 1 号に適合するものとして運用されています。

②CGSから一般負荷+防災負荷への電力供給(予備 燃料あり)の場合



③CGSから一般負荷へ電力供給し、防災負荷へは ディーゼル発電設備などの防災用自家発電設備(自 家発)から電力供給の場合



ガス評価委員会の概要

ガス評価委員会では、単独供給による常用防災兼用 ガス専焼発電設備を設置する場合に消防法令により要求されている事項が具備されていることを評価するも のです。

(1) 評価対象

常用防災兼用ガス専焼発電設備を予備燃料なしで都市ガスの単独供給により設置する場合で、申請により評価を行います。評価は、ガス製造設備の出口バルブ以降から供内管区分バルブまでのガス供給系統について行います。

(2) 消防法令規定

消防法令等では、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備などの電力を必要とする消防用設備等には、停電時にも作動できるように非常電源を設けることが義務付けられ、自家発電設備はその一つとされています。

消防用設備等の非常電源として使用される自家発電設備の基準として**昭和48年消防庁告示第1号**が規定されており、自家発電設備の燃料に気体燃料を使用する場合は、予備燃料を設置するか、400gal (ガル)(震度6弱)の地震動を受けた後でもガスを安定して供給できることなどが求められます。ガス評価委員会では、常用防災兼用ガス専焼発電設備にガス燃料を供給する場合にガス導管が告示1号に適合しているか否かの評価を行っています。

(3) ガス評価委員会の開催実績及び委員構成

ガス評価委員会は、平成6年10月より平成25年12 月現在までで131回開催されており、現在は、原則と して月1回開催されています。同委員会は、委員長 として、地盤工学分野で権威のある東京電機大学の 安田教授のほか、委員として、土木・建築分野の著 名な有識者により構成されています。また、特別委 員(オブザーバ)として、消防行政の専門官らも参 加していただいております。